

農林水産部指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会審査報告書
(鳥取県営境港水産物地方卸売市場及び境漁港)

農林水産部指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会（以下「審査・運営評価委員会」という。）として、次のとおり鳥取県営境港水産物地方卸売市場及び境漁港の指定管理候補者を鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（以下「指定手続条例」という。）第5条の基準に基づいて審査・選定した。

1 指定管理候補者（指名指定）

境港水産物市場管理株式会社（境港市昭和町9番地7） 代表取締役社長 佐々木 六郎

2 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（5年間）

3 指定管理料の額

996,808千円（債務負担行為額996,808千円）

[参考] 単年度指定管理料の額

| 年度 | 鳥取県営境港水産物地方卸売市場 | 境漁港 |
|--------|-----------------|------------|
| 令和6年度 | 185,776,000円 | 6,930,000円 |
| 令和7年度 | 193,257,000円 | 6,930,000円 |
| 令和8年度 | 196,611,000円 | 6,930,000円 |
| 令和9年度 | 193,257,000円 | 6,930,000円 |
| 令和10年度 | 193,257,000円 | 6,930,000円 |

4 選定理由

鳥取県営境港水産物地方卸売市場及び境漁港の指定管理について上記の団体を指名し、審査・運営評価委員会において指定手続条例第5条の基準に基づき総合的に審査した結果、市場業務に精通しており、現在、県が行っている高度衛生管理型市場・漁港の整備状況に応じて、関係機関・関係者と連携した適切な管理運営を行うことができることから、上記の団体を指定管理候補者として適当であると認めた。

5 審査委員会の経緯

(1) 審査委員

| 名前 | 所属・役職等 |
|-------------|------------------------|
| 戸蒔 丈仁 | 公立鳥取環境大学環境学部 准教授 |
| 西村 隆行（副委員長） | 山陰みらい税理士法人 税理士 |
| 松本 美穂子 | 一般社団法人境港水産振興協会・境港お魚ガイド |
| 遠藤 貴美子 | 境港商工会議所女性会・理事 |
| 鈴木 由香利（委員長） | 鳥取県農林水産部水産振興局長 |

(2) 開催経緯

ア 第1回審査委員会：令和5年6月29日

境港水産物地方卸売市場及び境漁港の概要説明、審査要項・審査項目等の審議

イ 第2回審査委員会：令和5年10月10日

面接審査の実施後、採点及び採点結果の審議、指定管理候補者の選定

(3) 審査基準

| | 審査基準 | 審査項目 | 配点 |
|---|---|---|-----|
| 1 | 施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。 (指定手続条例第5条第1号) | ○管理の基本的な考え方の適合性 (施設設置目的の理解、管理運営の方針等) | 必須 |
| 2 | 施設の効用を最大限に発揮させるものであること。 (指定手続条例第5条第2号) | ○施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容(利用者が円滑に業務を行うための取組、サービス向上策) ○施設の管理(施設の維持管理・衛生管理、外部委託の考え方) ○開館時間等 ○事故・事件の防止措置、緊急時の対応 ○個人情報保護等への対応、情報の公開 ○利用者等の要望の把握及び対応方針 | 50点 |
| 3 | 管理に係る経費の効率化が図られるものであること。 (指定手続条例第5条第2号) | ○収支の見積内容 ○支出計画の見通し | 15点 |
| 4 | 管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。 (指定手続条例第5条第3号) | ○組織及び職員の配置等 ○法人等の財政基盤、経営基盤、人材育成 ○関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況 ○法人等の社会的責任の遂行状況 ・障がい者雇用 ・男女共同参画推進企業の認定等 ・ISO14001・TEAS I種規格等の認証等 ・あいサポート企業等の認定等 ○当該施設の管理運営状況の実績評価 | 35点 |

(4) 審査結果（面接審査及び書類審査）

※点数は出席委員4名の平均

| 審査基準 | 配点 | 境港水産物市場管理（株） | 委員からの主な意見等 |
|------|------|--------------|---|
| 1 | 適／不適 | 適 | ○管理運営について適切である。 |
| 2 | 50 | 24.75 | ○限られた人員で広い施設の管理を適切にされている。 ○早急にキャッシュレス決済の導入について検討ください。 ○努力をされているが、利用者の要望の把握、おさかなパーク等の利用促進外部委託の考え方など改善の余地がある。 |
| 3 | 15 | 9.50 | |
| 4 | 35 | 16.50 | ○財政基盤について特に問題はない。 ○人材育成にあたり、衛生管理についての研修を必須としてください。 |
| 合計 | 100 | 50.75 | |

6 指定管理候補者の事業計画の概要**(1) 管理運営の基本的な考え方**

- 県営施設を運営することの重要性、責任を自覚し、条例、規則等を遵守し高い志を持って業務運営を図ることを基本と考える。
- 高度衛生管理型市場への整備が大きく進展し、従来にも増して衛生管理が求められるようになった。鳥取県及び関係者との連携を重視して取組む考え。

(2) 施設の設置目的に沿った業務の内容

- 日常巡視の徹底、事象の早期発見、関係者とのコミュニケーションの向上に努め市場・漁港利用者が円滑に業務を行えるよう注力する。
- 利用許可、使用料・利用料の徴収、データの検針等正確な事務を行う。
- 水揚げ岸壁及び休憩用岸壁の適切な管理、係船の適切な運用調整等を図り、漁業者の利用に支障がないよう管理運営する。

(3) 開場時間・休場日

- 市場については、24時間開放、年間65日程度の休場日。
※条例上の開場時間は別途設定あり。
- おさかなパークについては、現行（年中無休・午前5時から午後5時）どおり。

(4) 事故・事件の防止措置と緊急時の対応等

- 日常の巡視において施設設備に不具合がないかチェックリストを用いて点検するとともに、利用者の声に耳を傾けながら予防保全を迅速に行うことで、トラブルを未然防止する。

- 大型クルーズ旅客船の寄港の増加に対応し、境港管理組合等と連携した漁業者の海上事故の未然防止に努める。
- 災害・防災マニュアルや消防計画等が形骸化しないよう職員の教育を徹底する。県や海上保安庁等との連絡体制を確保しつつ、利用者の避難、誘導、安全確保等を図る。

(5) 施設利用の要望の把握、利用促進の考え方

- 日常的に関係者とのコンタクトを図り、要望の把握に努め把握した情報は社内共有し、取り得る策を実行する。指定管理者として対応が困難な場合は、速やかに県と協議する。

(6) 組織及び職員の配置等

- 常勤職員：専務取締役、業務担当、設備担当、庶務・経理担当、各種補助担当、監視員 6名の計11名
- 非常勤職員：代表取締役社長、代表取締役2名、取締役2名、監査役4名の計9名